

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成 27 年 12 月 9 日

光回線サービス乗り換えにご注意！

内容

1 週間前、「今、利用している光回線の月額料金が安くなる」と電話で勧誘を受けた。手続きは不要で特に工事也不需要なと言うし、もちろん電話番号も変わらないので NTT の代理店だと思い、光回線プロバイダー契約を了承した。昨日、郵送されてきた書面を読んだら NTT とは関係のない会社との契約だと分かった。不安なので契約をやめ、NTT との契約を続けたい。今後の勧誘もやめてほしい。

消費生活センターからのアドバイス

今年 2 月から NTT 西日本と NTT 東日本が光回線の卸売りサービスを始め、自社で光回線を持たない通信業者が光回線サービスを一般消費者向けに提供できるようになっています。このサービスでは、お客様 ID や電話番号は引き継がれ、「転用」という簡単な手続きで乗換えが可能です。

しかし、光回線サービスとともにプロバイダーを変更すると、今までのメールアドレスが変更になったり、利用していたオプションサービスが利用できなくなったりする場合があります。契約内容によっては、以前のプロバイダーから契約解除料が請求される場合があります。また、転用が行われた後に、業者との契約を解除して NTT と再契約する場合は、電話番号も変わり高額な費用がかかります。

契約先が変わることやサービス内容の説明を十分に行わない業者から電話で勧誘された場合は、仕組みを十分に理解できないまま契約してしまう恐れがありますので注意が必要です。電話だけで契約せず、業者に資料や契約内容を書面で求めて確認し、慎重に判断しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)...午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談 : 市の消費生活センター

長崎市消費生活センター

(095 - 829 - 1234)

佐世保市消費生活センター

(0956 - 22 - 2591)

島原市消費生活センター

(0957 - 62 - 9100)

諫早市消費生活センター

(0957 - 22 - 3113)

大村市消費生活センター

(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター

(0950 22 4222)

壱岐市消費生活センター

(0920 - 48 - 1111)

松浦市消費生活センター

(0956 - 72 - 1861)

対馬市消費生活相談所

(0920 - 52 - 8322)

五島市消費生活センター

(0959 - 72 - 6144)

西海市消費生活センター

(0959 - 37 - 0145)

雲仙市消費生活センター

(0957 38 - 7830)

南島原市消費生活センター

(0957 - 82 - 3010)

他各町にも相談窓口があります